

## 平成 25 年度 新居浜市公共下水道事業特別会計予算

平成 25 年度新居浜市公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,608,392 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 25 年 2 月 25 日 提出

新居浜市長 石川 勝 行

第1表 歳入歳出予算

歳入

千円

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		35,300
	1. 負担金	35,300
2. 使用料及び手数料		1,341,780
	1. 使用料	1,340,000
	2. 手数料	1,780
3. 国庫支出金		572,900
	1. 国庫補助金	572,900
4. 繰入金		1,790,291
	1. 一般会計繰入金	1,790,291
5. 諸収入		301
	1. 延滞金加算金及び過料	1
	2. 雑入	300
6. 市債		1,866,800
	1. 市債	1,866,800
7. 寄附金		20
	1. 寄附金	20
8. 財産収入		1,000
	1. 財産売却収入	1,000
歳入合計		5,608,392

歳入歳出予算

(歳入)

千円

歳入歳出予算（歳出）

千円

款	項	金額
1. 総務費		117,880
	1. 総務管理費	117,880
2. 建設費		2,032,448
	1. 建設事業費	2,032,448
3. 管理費		580,736
	1. 施設管理費	580,736
4. 公債費		2,877,328
	1. 公債費	2,877,328
歳出合計		5,608,392

歳入歳出予算

（歳出）

千円



第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,866,800	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	年4.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) %	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	1,866,800	—	—	—